



(一財) 熊本県建設技術センター研修事業の講義協力に関する協定書

一般財団法人 熊本県建設技術センター（以下「甲」という。）と一般社団法人 熊本県コンクリート診断士会（以下「乙」という。）は、甲が主催する研修会において、乙が講義協力することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、コンクリート診断士として知識豊富な乙が講義を行うことで、土木技術者の技術向上に寄与し、コンクリート構造物の品質確保に資することを目的とする。

(講義の内容)

第2条 この協定の対象となるコンクリート品質管理研修会の講義内容は、コンクリート診断士としての経験や専門的知見を活かしたものとし、相互協力のもと計画的かつ円滑に研修が実施されるよう、甲と乙の協議により決定するものとする。

(講師の選任及び派遣)

第3条 乙は、甲からの協力依頼があったときは、講義を実施する会員を選任し、甲の実施する研修会に派遣するものとする。

(講義に要する費用)

第4条 乙の講義に要する費用は、甲が定めた「研修事業の講師謝金及び旅費の支給の基準に関する規程」に基づき、甲が負担する。

(協定の有効期間)

第5条 この協定は、締結の日からその効力が発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、同一の条件を以て継続する。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月23日

甲 一般財団法人 熊本県建設技術センター

理事長

宮部 静夫



乙 一般社団法人 熊本県コンクリート診断士会

理事長

勇 秀忠

